

# 東栄町農業委員会委員の候補者及び東栄町農地利用最適化推進委員の候補者の推薦・募集要領

東栄町農業委員会では、令和8年7月26日に現委員の任期満了に伴い、東栄町農業委員会農業委員及び農地最適化推進委員を募集します。なお、推薦を受け、又は応募していただいても、必ずしもこれらの委員の候補者に確定するとは限りませんのでご了承ください。

## 1 推薦又は募集の対象

- (1) 農業委員会委員の候補者
- (2) 農地利用最適化推進委員の候補者

## 2 推薦又は募集の期間

いずれも令和8年2月2日（月）から令和8年3月2日（月）まで

※応募者が定員に達しない場合等は受付期間を延長する場合があります。

## 3 推薦又は応募の資格要件

推薦を受け、又は応募できるのは、次のいずれにも該当する方です。

- ① 法令等上兼職が禁止されている職に就いていない方
- ② 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有していない方
- ③ 破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者でない方
- ④ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でない方
- ⑤ 地方税等の滞納がない方
- ⑥ 町内在住の方又は町内在勤の方

## 4 推薦又は応募の方法

「東栄町農業委員会委員の候補者の推薦、募集、評価等に関する規則」及び「東栄町農地利用最適化推進委員の候補者の推薦、募集、評価等に関する規則」に定める推薦書又は応募申込書に所要事項を記入の上、署名押印し、締切日までに東栄町役場経済課へ提出してください。なお、郵送による提出も可としますが、締切日（令和8年3月2日（月））必着でないと受け付けしません。また、提出された推薦書又は応募申込書は返却しませんのでご了承ください。

※ メール及びFAXによる提出は受け付けしません。

※ 法律等の規定により推薦書又は応募申込書に記載された事項は、住所事項を除き、全て公表となりますのでご承知ください。

## 5 候補者の評価

推薦若しくは応募による候補者の総数が「8」に掲げる定数を超えた場合又は町長若しくは農業委員会が必要と認めた場合は、評価委員会を設けてそれぞれの候補者を選考します。なお、期日を定めて面接を実施する場合があります。

## 6 結果通知

結果通知は、令和8年6月中旬以降に本人宛てに郵送する予定です。

## 7 個人情報の取扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の評価以外の目的に使用することはありません。

#### 8 定数

- (1) 農業委員会委員 7人
- (2) 農地利用最適化推進委員 3人 (担当地区：全町)

#### 9 任期

- (1) 農業委員会委員 任命の日（令和8年7月27日）から3年
- (2) 農地利用最適化推進委員 委嘱の日から農業委員会委員の任期満了日まで

#### 10 職務

##### (1) 農業委員会委員

農地転用、農地の無断転用の防止・解消などの農地法等の規定に基づく農業委員会の権限に属する事項についての審議等のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などの農地の利用の最適化に関する事項についての審議等が主な職務となります。会議は、毎月1回（毎月末）程度の開催となります。また、必要に応じ研修会等にも出席していただく場合があります。

##### (2) 農地利用最適化推進委員

町内の全域を担当地区として、農地の無断転用の防止・解消などを図るための調査等のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などを図るための調査等が主な職務となります。定期的な会議は予定していませんが必要に応じて会議を開催し、又は農業委員会の会議に出席していただき、報告等していただく場合があります。また、必要に応じ研修会等にも出席していただく場合があります。

#### 11 身分及び報酬額

いずれも地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤職員で、東栄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき報酬を支給します。

報酬 農業委員会長：日額9,000円

農業委員：日額8,000円

農地利用最適化推進委員：日額8,000円

半日（4時間未満）の場合は日額の1/2の報酬額

#### 12 推薦又は応募の問合せ先

〒449-0292

東栄町大字本郷字上前畑25 東栄町役場 経済課

電話 0536-76-1812